

社会資本総合整備計画

都市再生整備計画小倉都心地区(第5期)

令和7年3月
福岡県北九州市

(参考様式2) 社会資本総合整備計画 (社会資本整備総合交付金)

令和7年3月28日

計画の名称	都市再生整備計画小倉都心地区 (第5期)							重点配分対象の該当	○								
計画の期間	令和7年度 ~ 令和10年度 (4年間)	交付対象	北九州市														
計画の目標	<p>大目標：北部九州圏の拠点を担うため、高次な都市機能の集積等による質の高い魅力的な拠点の形成と、SDGs未来都市として持続可能な都市の形成</p> <p>目標1：自由に・快適に働ける場所の創出や企業進出を促進する環境整備、高次の都市機能と質の高い都市環境の形成、持続可能な都市基盤や公共施設の整備と維持管理、安全・安心で便利・快適に暮らせるまちづくり</p> <p>目標2：観光客の受け入れ体制の強化、観光資源の磨き上げ、小倉の個性や強みを活かした観光コンテンツの開発、さらなる魅力の発信など、国内外から訪れたい魅力あふれるまちづくり</p> <p>目標3：まちに暮らす・訪れるすべての人が期待感や高揚感、喜びや安らぎが感じられる居心地の良いまちづくり</p>																
計画の成果目標 (定量的指標)	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街エリアを中心とした歩行者通行量を138,800人/日 (R5) から156,900人/日 (R10) に増加 ・小倉中心部における観光客数を490万人/年 (R4) から620万人/年 (R10) に増加 ・小倉中心部の人口を36,265人 (R5) から37,402人 (R10) に増加 																
定量的指標の定義及び算定式						定量的指標の現況値及び目標値			備考								
						当初現況値	中間目標値	最終目標値									
						-	-	(R10末)									
小倉中心部の主要地点における歩行者通行量 (R5末→R10末)						138,800人/日	-	156,900人/日									
小倉中心部における観光客数 (R4末→R10末)						490万人/年	-	620万人/年									
小倉中心部における人口 (R5末→R10末)						36,265人	-	37,402人									
全体事業費	合計 (A+B+C+D)	303百万円	A	303百万円	B	0百万円	C	0百万円	D	0百万円	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	0.0%					
交付対象事業																	
A 基幹事業																	
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	費用便益比	個別施設計画策定状況	備考
A10-001	都市再生	一般	北九州市	直接	北九州市	小倉都心地区まちなかウォークアブル推進事業	146ha	北九州市	R7	R8	R9	R10	R11	230		-	
A10-002	都市再生	一般	北九州市	間接	北九州紫川開発 (株)	小倉都心地区まちなかウォークアブル推進事業	146ha	北九州市						73		-	
									合計					303			
B 関連社会資本整備事業 (該当なし)																	
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名	事業内容 (延長・面積等)	市町村名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	費用便益比	個別施設計画策定状況	備考
									合計					0			
C 効果促進事業																	
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名	事業内容	市町村名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	備考		
									合計					0			
番号	一体的に実施することにより期待される効果											備考					
D 社会資本整備円滑化地籍整備事業																	
番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (面積等)	市町村名	事業実施期間 (年度)					全体事業費 (百万円)	備考		
									合計					0			
番号	一体的に実施することにより期待される効果											備考					

都市再生整備計画(第1回変更)

こくらしん だい き
小倉都心地区(第5期)

ふくおか きたきゅうしゅう し
福岡県 北九州市

令和7年3月

事業名	確認
都市構造再編集中支援事業	■
都市再生整備計画事業(社会資本整備総合交付金)	□
都市再生整備計画事業(防災・安全交付金)	□
まちなかウォークアブル推進事業	■

目標及び計画期間

都道府県名	福岡県	市町村名	北九州市	地区名	小倉都心地区(第5期)	面積	371 ha
計画期間	令和 6 年度 ~ 令和 10 年度	交付期間	令和 6 年度 ~ 令和 10 年度				

目標

大目標：北部九州圏の拠点を担うため、高次な都市機能の集積等による質の高い魅力的な拠点の形成と、SDGs未来都市として持続可能な都市の形成
 目標1：自由に・快適に動ける場所の創出や企業進出を促進する環境整備、高次の都市機能と質の高い都市環境の形成、持続可能な都市基盤や公共施設の整備と維持管理、安全・安心で便利・快適に暮らせるまちづくり
 目標2：観光客の受け入れ体制の強化、観光資源の磨き上げ、小倉の個性や強みを活かした観光コンテンツの開発、さらなる魅力の発信など、国内外から訪れたいくなる魅力あふれるまちづくり
 目標3：まちに暮らす・訪れるすべての人が期待感や高揚感、喜びや安らぎが感じられるまちづくり

目標設定の根拠

都市全体の再編方針(都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用の方針を含む、当該都市全体の都市構造の再編を図るための方針) ※都市構造再編集中支援事業の場合に記載すること。

既存の拠点機能や、交通利便性を生かしつつ、住宅や生活利便施設がコンパクトに集約した都市構造を目指す

- 集約型の都市構造の形成
- 階層構造の拠点の形成
- 交通網ストックを生かした交通軸の形成

まちづくりの経緯及び現況

【経緯】

- 江戸時代に形成された城下町を基に、明治期以降の鉄道網の発達に伴う商業・業務等の集積により、広域的な拠点機能を有する都心として発展。小倉城下の無病息災と城下町繁栄を願って始まったとされる小倉祇園太鼓は約400年の伝統を誇る。
- 都市構造は、旧5市の対等合併を背景とした多核都市構造であり、当初は均衡に配慮したまちづくりを目指すも、昭和55年の約107万人をピークに人口減少に転じたことから、集中型都市づくり、街なかを重視したまちづくりへと方針を転換した。
- 紫川周辺は、紫川マイタウンマイリバー整備事業により、親水空間の整備や沿岸の再開発等が進められ、大型集客施設等が立地する中心部の河畔一帯は、賑わいある親水アメニティ空間へと変貌を遂げた。
- 平成20年7月には「北九州市中心市街地活性化基本計画(小倉地区)」の認定を受け、小倉地区の賑わい、魅力、活力の向上のため、行政と民間事業者が一体となったまちづくりが進められてきた。
- 平成28年9月に策定した「北九州市立地適正化計画」を令和6年3月に改定(予定)、平成15年11月に策定した「北九州市都市計画マスタープラン」を平成30年3月に改定した。
- 平成20年12月に策定した「北九州市環境首都総合交通戦略」を、平成28年8月に地域公共交通網形成計画として改訂した。
- 平成28年4月に国家戦略特区に指定され、道路占用事業を活用した賑わいづくりのためのイベントを開始した。
- 平成20年7月に環境モデル都市、平成23年12月に環境未来都市、平成30年6月にSDGs未来都市に選定された。
- 小倉都心地区では、これまで4期にわたり都市再生整備計画に基づき事業を実施してきた。

【現況】

- 小倉地区は、商業、業務、公共機能等多数の高次都市機能が集積しており、周辺市町村域を含む広域エリアに対し、様々な高次の都市サービスを提供している。
- JR小倉駅は、新幹線・鹿児島本線・日豊本線に加え、北九州モノレールとも接続する広域交通結節点である。路線バス網も小倉駅を起点に市内をはじめ広域にネットワークを形成している。新幹線口ではフェリーや離島連絡船とも結節する。
- 道路網は、国道3号・国道199号によって門司・八幡・戸畑方面と東西に、国道10号・国道322号によって小倉南区と南北に繋がっている。また、都市高速道路も中心部と市内各地を結んでおり、九州自動車道とは門司・小倉東・八幡の各インターチェンジで接続している。H28年に東九州自動車道の新全線開通したことで、大分・宮崎方面へのアクセス拠点としての役割が向上した。
- 小倉駅周辺は、南北の駅前広場、ペDESTリアンデッキに代表される高質な歩行空間の整備等により、安全で安心で快適に歩ける歩行空間が形成されている。
- 小倉駅新幹線口側には、国際会議場・展示場・大型ホテル等のMICE機能が集積している。また、北九州スタジアムのオープンにより、新たな賑わい創出の拠点となっている。
- 小倉駅の小倉城口は、旧城下町の街割りを基に、東部ではビジネス街・歓楽街が、西部では商店街が形成されている。中心部の商業拠点の1つである巨通市場は、外国人観光客等が訪れる観光スポットにもなっている。また、勝山公園及びその周辺は、紫川河畔の親水アメニティ空間、小倉城等の観光施設や中央図書館や松本清張記念館等の文化施設の集積により、憩いの場となるとともに、歴史・文化に触れられる拠点となっている。
- 小倉中心部の南側周辺等では、利便性の高さを背景として、高層住宅地が形成されている。
- 24時間供用可能な北九州空港への国際定期便就航や大型クルーズ船寄港数の増加により、外国人観光客は増加傾向にあったが、新型コロナの影響で大幅に減少した。また、本市を訪れる国内外の観光客は、日帰り観光客が高い割合を占めている。
- 商店街等においては、リノベーションによるまちづくりが進められるとともに、地区内2ヶ所が国家戦略特区・道路占用事業によるイベントが開催されるなど、公民が連携してまちづくりを進めていく体制が構築されつつある。また、歓楽街では暴力団排除に向け、繁華街創生プロジェクトとして警察・地域・市が連携した取組を推進している。

課題

- 引き続き北部九州圏の拠点を担うため、高次の都市サービス機能を維持するとともに、地域の特性を活かしながら、魅力をさらに磨いていくことが必要
- 都市で享受できる高い利便性を維持・向上させ、災害に強く、安全・安心で快適に暮らせる、コンパクトなまちづくりを進めていくことが必要
- 社会ニーズに適応した都市基盤・公共施設の更新・整備が必要
- 遊休不動産や公共空間を有効に活用することで、まちの賑わいや活力のさらなる向上につなげていくことが必要
- コロナ禍で落ち込んだ、インバウンドをはじめとした観光需要の回復を図るための取組が必要
- 日帰り観光より宿泊観光の伸びが小さいことから、観光客の滞在時間の延長、宿泊増加を図るため、夜間における更なる賑わいづくり・魅力向上が必要
- 公民の活動の場となる拠点の整備や公民が連携したまちの賑わいづくりが必要
- ゆとりある心豊かな生活に応えるため、自然と調和した生活環境やまちの空間整備が必要
- 全国に先んじて一番高齢化が進んでいる政令指定都市として、成功モデルになるため、都市の課題に効率的に取り組むことが必要

将来ビジョン(中長期)

- 「基本構想・基本計画」(R6年3月策定)
 - ・都市の魅力や価値を向上させるため、小倉地区などを中心に「ウォーカーブル」なまちづくりを官民連携で推進し、ワクワクする賑わいのある空間を創出する。
 - ・歴史の継承や自然環境の保全などにより、地域の特色を生かした緑豊かな美しい都市景観の形成やまちの魅力発信に取り組むとともに、市内における消費を喚起するため、集客力や魅力のある商業の振興を推進する。
 - ・充実した生活利便施設や公共交通などの都市インフラや住環境と隣接した豊かな自然を持つ本市の強みを生かし利便性が高い地域における土地利用規制の見直しや積極的な民間投資の呼び込みにより、多様なライフスタイルに応える魅力的な住環境の整備を推進する。
 - ・多くの人が集まり、賑わい、豊かな時間を過ごせるよう、主催者が多様なイベントを開催しやすい環境づくりにソフト・ハードの両面に取り組む。また、漫画やアニメ、ゲームといったポップカルチャーなどの若者にとって魅力のあるまちづくりを推進する。
 - ・観光コンテンツとしての魅力やシビックプライドの向上のため、各地域の歴史や文化、自然、産業、食などの資源を磨き上げ、組み合わせ発信していく。
 - ・市民の生命、財産などを守るため、災害に強いコンパクトシティの形成や河川の治水、浸水対策などを図るほか、デジタル技術を活用しながら、地域全体で防災力を高める取組を推進する。
- 北九州市都市計画マスタープラン(H15年11月策定・H30年3月改定)
 - ・北九州都市圏の中核及び国際化に対応する拠点として、高次な都市機能と質の高い都市環境の形成を図る。
 - ・都心にふさわしい、賑わいと活力があるまち、街なかに多くの人が住み、安心して快適に暮らせるまち、歴史・文化、ウォーターフロントを活かした訪れたいまち、本市の顔となる環境に優しいまちをつくる。

都市構造再編集中支援事業の計画 ※都市構造再編集中支援事業の場合に記載すること。

都市機能配置の考え方

○本市では、生活利便施設などが集積した地域が複数存在しており、その中でも、市内外も含めた広域を対象とするような都市機能が集積している地域(小倉・黒崎)や、区役所等の行政区レベルを対象としているような都市機能が集積している地域拠点(折尾地区など)がある。
 ○これらの拠点においては、今後とも本市の都市全体のさらなる魅力の向上や活力の維持に向けて、高次の都市機能を維持・集積させ、「街なか」における地域色豊かな各拠点間の相互補完機能を高め、連携していく必要がある。
 ○このため、小倉・黒崎、地域拠点、既に地域に密着した生活サービスを提供している生活拠点といった階層構造の拠点形成を図ることとし、小倉・黒崎、地域拠点では今後さらに魅力を備えていくための施策・事業の展開を、生活拠点では生活利便施設等の維持を図っていく。

- ・小倉 : 北九州都市圏の中心核であり、周辺の市町村も含めた都市圏や国内外をも対象とする高次の都市機能の集積・維持・向上を図る地域
- ・黒崎 : 北九州都市圏の西部の中核として、周辺の市町村も含めた都市圏を対象とする高次の都市機能の集積・維持・向上を図る地域
- ・地域拠点 : 主要な鉄軌道駅周辺等において、行政区レベルを対象とした都市機能と人口が集積する地区であり、今後とも、日常生活を支える高次の都市機能の集積・維持・向上を図っていく地域

居住誘導方針の考え方 ※居住誘導促進事業を活用する場合に記載すること。それ以外の場合は本欄を削除すること。

○居住誘導の目標

土砂災害ハザード区域(土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)及び土砂災害警戒区域(イエローゾーン))への移転人口 現状値2300人(H27～R2の5か年の移転人口)⇒現状値の50%減(R17～R22の5か年の移転人口)

○移転元地となる対象地区

・市街化区域から市街化調整区域に編入した区域 ・市街化調整区域内の土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)及び土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

○移転先となる対象地区

北九州市内の居住誘導区域内

○移転者に多する補助の上限額

・移転者の住居に移転に要する費用(97.5万円/戸) ・移転者の住宅の建設若しくは購入又は住宅用地の購入に要する住宅ローン利子相当額(421万円/戸) ・居住の用に供さなくなった住宅の除却及び宅地の整地に要する費用(事業費の1/2かつ300万円/戸)

一体型滞在快適性等向上事業及びまちなかウォーカブル推進事業の計画

滞在快適性等向上区域の考え方

小倉地区は、商業・業務機能の集積地であるとともに、小倉駅は、新幹線、在来線、モノレールやバス等の交通結節点であり、広域的な拠点機能を有する本市の中心地として発展してきた。このエリアの小倉駅周辺約1kmを滞在快適性等向上区域に設定し、建物1階の民間部分と歩道等の公共部分を、官民が連携して一体でまちに開かれた快適な空間とするとともに、沿道の魅力を向上させることで、居心地が良く歩きたくなるまちなかを創出する。

滞在快適性等向上区域での取組

- ・エリアの個性を引き出し価値を高めるため、都市デザインの方針を地権者と協力して策定
- ・ウォーカブル空間の創出に向け、車両交通量の調査、まちの現状把握及び道路空間再編の検討
- ・まちなかの公開空地を活用し、憩いの拠点を整備することで、魅力ある空間を創出する社会実験を実施
- ・小倉城・勝山公園周辺を日常的に滞在し、くつろげる空間とするため、憩いの空間を創出する社会実験を実施
- ・旦過地区の水辺空間を活用し、滞在者の快適性の向上を図るとともに、賑わいを創出するための整備を実施

目標を定量化する指標

指 標	単 位	定 義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
商店街エリアを中心とした歩行者通行量	人/日	小倉中心部の主要地点における歩行者通行量	(目標1) 交流人口増加、安全安心な都市環境・拠点の向上等を把握 (目標2) 賑わい創出、拠点の魅力向上等を把握 (目標3) 豊かで居心地のよい環境の向上等を把握	138,800	令和5年度	156,900	令和10年度
小倉中心部における観光客数	万人/年	小倉中心部における観光客数	(目標2) 賑わい創出、拠点の魅力向上等を把握 (目標3) 豊かで居心地のよい環境の向上等を把握	490.4	令和4年度	620.0	令和10年度
小倉中心部の人口	人	小倉中心部における人口	(目標1) 交流人口増加、安全安心な都市環境・拠点の向上等を把握 (目標3) 豊かで居心地のよい環境の向上等を把握	36,265	令和5年度	37,402	令和10年度

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【自由に・快適に働ける場所の創出や企業進出を促進する環境整備、高次な都市機能と質の高い都市環境の形成、持続可能な都市基盤や公共施設の整備と維持管理、安全・安心で便利・快適に暮らせるまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○耐久性・安全性を確保したインフラの整備 ○社会的ニーズに適切した都市基盤・公共施設の更新・整備 ○小倉中心部へアクセスしやすい環境の整備 ○公民の活動の場となる拠点の整備や公民が連携したにぎわいづくり ○民間開発を適切に誘導し、空地整備等により質の高い市街地を形成 ○災害に強く便利で快適に暮らせるコンパクトなまちづくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂津城内1号線 <基幹事業:道路> ・旦過地区連絡デッキ(魚町馬借1号線) <基幹事業:地域生活基盤施設> ・旦過地区における水辺空間整備事業 <基幹事業:地域生活基盤施設(広場)> ・旦過地区における水辺空間整備事業 <基幹事業:地域生活基盤施設(人工地盤等)> ・紫川10橋改修事業<基幹事業:高質空間形成施設> ・紫川デッキ整備事業<基幹事業:高質空間形成施設> ・旦過地区における水辺空間整備事業 <基幹事業:高質空間形成施設> ・京町三丁目14番地区 <基幹事業:優良建築物等整備事業> ・旦過地区公民連携まちづくり推進事業<提案事業:まちづくり活動推進事業> ・小倉城耐震改修・バリアフリー化等工事<地域創造支援事業> ・紫川周辺のナイトタイムエコノミー創出事業<地域創造支援事業> ・小倉城・勝山公園等における憩い空間創出に向けた社会実験<地域創造支援事業> ・安全・安心で賑わいのある歩行空間の創出に向けた調査・検討事業<事業活用調査事業> ・北九州市居住誘導促進事業 ・小倉停車場線、魚町馬借1号線、小倉港線、三萩野魚町線、浅野京町1号線、船場町馬借1号線、国道199号<道路> ・快適で魅力的な歩行者空間の創出<高質空間形成施設> ・小倉中心部における都市デザインの検討事業<滞在環境整備事業> ・安全・安心で賑わいのある歩行空間の創出に向けた調査・検討事業<滞在環境整備事業> ・まちなかの公開空地を活用した社会実験:再掲<滞在環境整備事業> ・小倉城・勝山公園等における憩い空間創出に向けた社会実験<滞在環境整備事業>
<p>【観光客の受け入れ体制の強化、観光資源の磨き上げ、小倉の個性や強みを活かした観光コンテンツの開発、更なる魅力の発信など、国内外から訪れたい魅力あふれるまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○紫川・勝山公園・旦過市場などポテンシャルの高い空間や観光資源を活かした取り組み、魅力向上 ○小倉城や集客施設など多くの来訪者が利用しやすく市民との交流の場となるような整備と取り組み ○歴史・文化から食・エンタメまで小倉の個性・強みを活かした観光コンテンツの開発や拠点づくり ○公民が連携した観光客を惹きつけるための取り組み ○アフターコロナにおける観光コンテンツの広域的な魅力・情報発信 ○ナイトタイムエコノミーの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・旦過地区連絡デッキ(魚町馬借1号線):再掲 <基幹事業:地域生活基盤施設> ・旦過地区における水辺空間整備事業:再掲<基幹事業:地域生活基盤施設(広場)> ・旦過地区における水辺空間整備事業:再掲<基幹事業:地域生活基盤施設(人工地盤等)> ・紫川デッキ整備事業:再掲<基幹事業:高質空間形成施設> ・旦過地区における水辺空間整備事業:再掲<基幹事業:高質空間形成施設> ・旦過地区公民連携まちづくり推進事業:再掲<提案事業:まちづくり活動推進事業> ・アフターコロナにおける小倉祇園太鼓を活用した観光客及びインバウンド拡大事業<提案事業:まちづくり活動推進事業> ・紫川周辺のナイトタイムエコノミー創出事業:再掲<地域創造支援事業> ・小倉城・勝山公園等における憩い空間創出に向けた社会実験<地域創造支援事業> ・快適で魅力的な歩行者空間の創出:再掲<高質空間形成施設> ・まちなかの公開空地を活用した社会実験:再掲<滞在環境整備事業> ・小倉城・勝山公園等における憩い空間創出に向けた社会実験:再掲<滞在環境整備事業>
<p>【まちに暮らす・訪れるすべての人が期待感や高揚感、喜びや安らぎが感じられるまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多くの来訪者や市民にとって豊かで居心地のよい空間・拠点づくり ○魅力的な空間・環境づくり、賑わい創出イベントなどによるエリア全体の回遊性向上 ○安全で快適な歩行者のための空間、道路再編の検討 ○高齢化社会に対応できる都市機能の充実 ○ナイトタイムエコノミーの推進 ○災害に強く便利で快適に暮らせるコンパクトなまちづくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・砂津城内1号線:再掲 <基幹事業:道路> ・紫川デッキ整備事業:再掲<基幹事業:高質空間形成施設> ・旦過地区における水辺空間整備事業:再掲<基幹事業:地域生活基盤施設(広場)> ・旦過地区における水辺空間整備事業:再掲<基幹事業:地域生活基盤施設(人工地盤等)> ・紫川10橋改修事業:再掲<基幹事業:高質空間形成施設> ・旦過地区における水辺空間整備事業:再掲<基幹事業:高質空間形成施設> ・京町三丁目14番地区:再掲<基幹事業:優良建築物等整備事業> ・旦過地区公民連携まちづくり推進事業:再掲<提案事業:まちづくり活動推進事業> ・アフターコロナにおける小倉祇園太鼓を活用した観光客及びインバウンド拡大事業:再掲<提案事業:まちづくり活動推進事業> ・小倉城耐震改修・バリアフリー化等工事:再掲<地域創造支援事業> ・紫川周辺のナイトタイムエコノミー創出事業:再掲<地域創造支援事業> ・小倉城・勝山公園等における憩い空間創出に向けた社会実験:再掲<地域創造支援事業> ・安全・安心で賑わいのある歩行空間の創出に向けた調査・検討事業:再掲<事業活用調査事業> ・北九州市居住誘導促進事業:再掲 ・小倉停車場線、魚町馬借1号線、小倉港線、三萩野魚町線、浅野京町1号線、船場町馬借1号線、国道199号<道路> ・快適で魅力的な歩行者空間の創出:再掲<高質空間形成施設> ・小倉中心部における都市デザインの検討事業:再掲<滞在環境整備事業> ・安全・安心で賑わいのある歩行空間の創出に向けた調査・検討事業:再掲<滞在環境整備事業> ・まちなかの公開空地を活用した社会実験:再掲<滞在環境整備事業> ・小倉城・勝山公園等における憩い空間創出に向けた社会実験:再掲<滞在環境整備事業>
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○シェアサイクルステーションの設置 	

目標を達成するために必要な交付対象事業等に関する事項(都市構造再編集中支援事業)

様式(1)-④-1

交付対象事業費	2,890.5	交付限度額	1,442.9	国費率	0.499
---------	---------	-------	---------	-----	-------

(金額の単位は百万円)

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直/間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費	費用便益比B/C
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度						
道路		砂津城内1号線	北九州市	直	23m	R7	R11	R8	R10	1,236.0	486.0	486.0	0.0	486.0	—
公園															
古都保存・緑地保全等事業															
河川															
下水道															
駐車場有効利用システム															
地域生活基盤施設	広場	巨過地区における水辺空間整備事業	北九州市	直	150㎡	R8	R10	R8	R10	75.0	75.0	75.0	0.0	75.0	—
地域生活基盤施設	人工地盤等	巨過地区連絡デッキ(魚町馬借1号線)	北九州市	直	20m	R4	R8	R7	R8	280.0	280.0	280.0	0.0	280.0	—
地域生活基盤施設	人工地盤等	巨過地区における水辺空間整備事業	北九州市	直	17m	R8	R10	R8	R10	145.0	145.0	145.0	0.0	145.0	—
高質空間形成施設	緑化施設等	紫川10橋改修事業	北九州市	直	—	R4	R10	R6	R10	531.0	496.0	496.0	0.0	496.0	—
高質空間形成施設	緑化施設等	紫川デッキ整備事業	北九州市	直	71m	R7	R8	R7	R8	32.0	32.0	32.0	0.0	32.0	—
高質空間形成施設	緑化施設等	巨過地区における水辺空間整備事業	北九州市	直	—	R7	R9	R7	R9	170.0	170.0	170.0	0.0	170.0	—
高次都市施設	地域交流センター														
	観光交流センター														
	テレワーク拠点施設														
	子育て世代活動支援センター														
	複合交通センター														
誘導施設	医療施設														
	社会福祉施設														
	教育文化施設														
	子育て支援施設														
基幹的誘導施設															
既存建造物活用事業															
土地区画整理事業															
市街地再開発事業															
住宅街区整備事業															
バリアフリー環境整備事業															
優良建築物等整備事業		京町三丁目14番地区	民間	間	7,936㎡	R6	R8	R6	R8	3,500.0	3,500.0	669.258	2,830.742	669.258	—
住宅市街地総合整備事業															
街なみ環境整備事業															
住宅地区改良事業等															
都心共同住宅供給事業															
公営住宅等整備															
都市再生住宅等整備															
防災街区整備事業															
復興促進事業															
エリア価値向上整備事業															
合計										5969.0	5184.0	2353.3	2830.7	2353.3	—

…A

事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直/間	規模	(参考)事業期間		交付期間内事業期間		(参考)全体事業費	交付期間内事業費	うち官負担分	うち民負担分	交付対象事業費
						開始年度	終了年度	開始年度	終了年度					
まちづくり活動推進事業	公民連携推進事業	巨過地区公民連携まちづくり推進事業	北九州市	直	—	R2	R9	R6	R9	177.57	82.57	82.57	0.0	82.57
	イベント運営支援	アフターコロナにおける小倉祇園太鼓を活用した観光客及びインバウンド拡大事業	北九州市	直	—	R6	R10	R6	R10	8.54	8.54	8.54	0.0	8.54
地域創造支援事業	防災性向上・施設改善	小倉城耐震改修・バリアフリー化等工事	北九州市	直	—	R2	R8	R6	R8	475.08	327.08	327.08	0.0	327.08
	にぎわい創出事業	紫川周辺のナイトタイムエコノミー創出事業	北九州市	直	—	R6	R8	R6	R8	30.0	30.0	30.0	0.0	30.0
	憩い空間形成	小倉城・唐山公園等における憩い空間創出に向けた社会実験	北九州市	直	—	R6	R8	R6	R6	6.08	6.08	6.08	0.0	6.08
事業活用調査		安全・安心で賑わいのある歩行空間の創出に向けた調査・検討事業	北九州市	直	—	R6	R7	R6	R6	3.95	3.95	3.95	0.0	3.95
合計										701.2	458.2	458.2	0.0	458.2

…B

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等													
事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度									
				制度別詳細1 道路占用許可特例(法第46条第10項)	制度別詳細2 河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)	制度別詳細3 都市公園占用許可特例(法第46条第12項)	制度別詳細4 都市利便増進協定(法第46条第25項)	制度別詳細5 都市再生整備歩行者経路協定(法第46条第24項)	制度別詳細6 低未利用土地利用促進協定(法第46条第26項)	制度別詳細7 [滞在快適性等向上区域] 一体型滞在快適性等向上事業(法第46条第3項第2号)	制度別詳細8 [滞在快適性等向上区域] 都市公園占用許可特例(法第46条第14項第1号)	制度別詳細9 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理許可特例(法第46条第14項第2号イ)	制度別詳細10 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理協定(法第46条第14項第2号ロ)
1	●北九州市シェアサイクル事業 鉄道駅やモノレール駅などの交通結節点や集客施設周辺にシェアサイクルステーションを設置	R3～R7年度	北九州市	○									

滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等

取組	取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
			制度別詳細11 [滞在快適性等向上区域] 路外駐車場配置等基準(法第46条第14項第3号イ)	制度別詳細12 [滞在快適性等向上区域] 駐車場出入口制限(法第46条第14項第3号ロ)	制度別詳細13 [滞在快適性等向上区域] 集約駐車施設(法第46条第14項第3号ハ)
1					

制度別詳細1(道路占用に関する事項)法第46条第10項

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】			
制度の活用計画			
占用対象施設	占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置	
道路 占用 許可 特例 対象 施設	1 シェアサイクルステーション	<p>①小倉記念病院横【継続】 路線名:国道199号 歩道部(1箇所) (小倉北区浅野三丁目2番)</p> <p>②あるあるCity横【継続】 路線名:市道浅野31号線 歩道部(1箇所) (小倉北区浅野二丁目14番)</p> <p>③小倉駅前【継続】 路線名:剣道小倉停車場線 歩道部(2箇所) (小倉北区京町二丁目7番)</p> <p>④セントシティ横【継続】 路線名:県道小倉停車場線 歩道部(1箇所) (小倉北区京町三丁目1番)</p> <p>⑤松本清張記念館横【継続】 路線名:県道長行田町線 歩道部(1箇所) (小倉北区内2番)</p> <p>⑥平和通り第一(西日本シティ銀行横)【継続】 路線名:市道魚町馬借1号線 歩道部(1箇所) (小倉北区魚町三丁目5番)</p> <p>⑦平和通り第二(十八銀行横)【継続】 路線名:市道魚町馬借1号線 歩道部(1箇所) (小倉北区堺町一丁目2番)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シェアサイクルステーション周辺にゴミ等がたまらないよう、エリアをこまめに清掃するなど、環境の維持に努める。 ・シェアサイクルステーション周辺で違法駐輪が発生しないよう注意喚起を徹底するとともに、定期的な巡回を行う。

道路占用許可特例対象施設

⑧医療センター横【継続】
 路線名：県道三萩野魚町線
 歩道部（1箇所）
 （小倉北区馬借二丁目）

⑨香春口【継続】
 路線名：市道江南町1号線
 歩道部（1箇所）
 （小倉北区江南町1番）

⑩三萩野【継続】
 路線名：県道三萩野魚町線
 歩道部（1箇所）
 （小倉北区香春口一丁目13番）

制度別詳細1-1(道路占用に関する事項)法第46条第10項
事業番号1

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

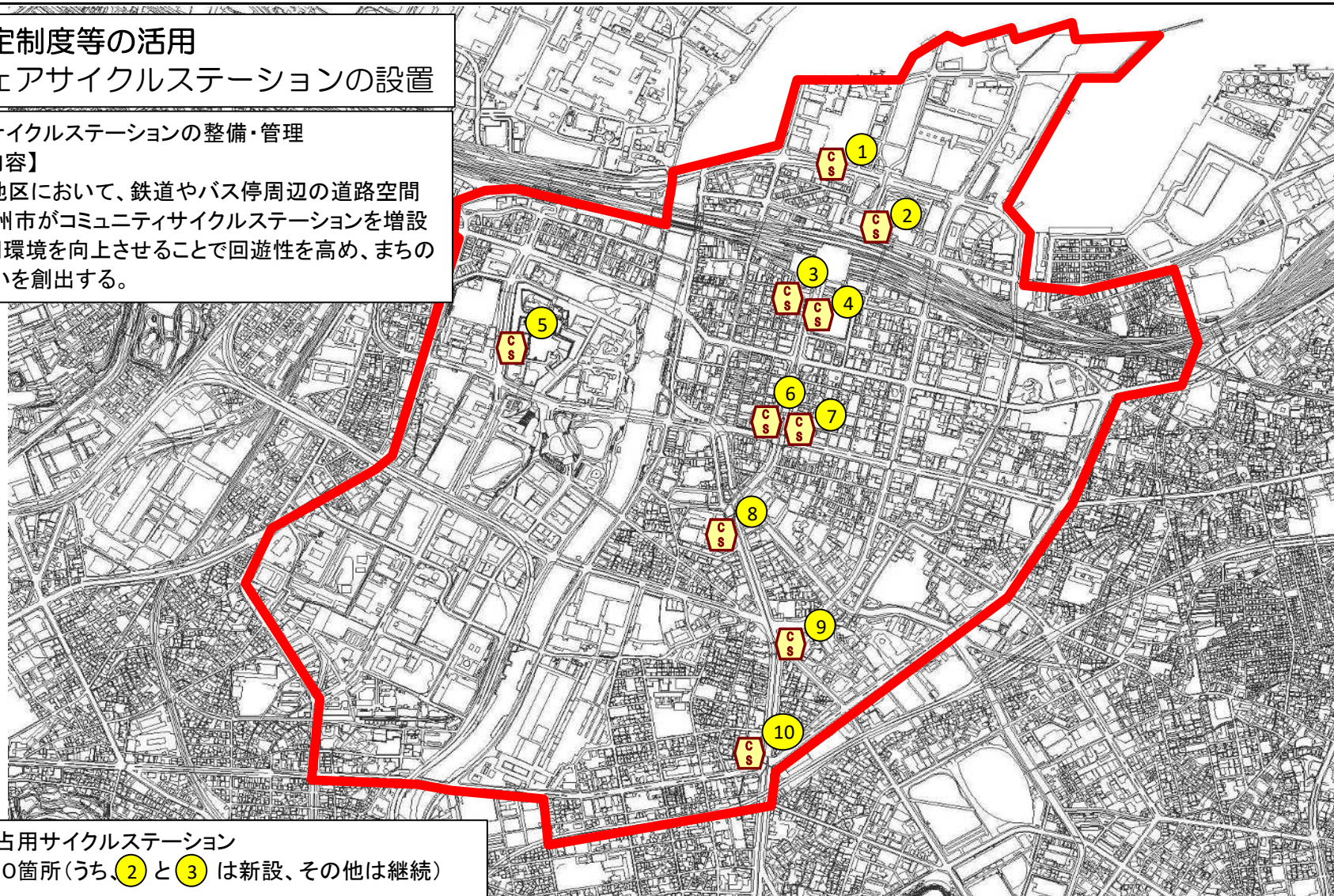
制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図

■協定制度等の活用
シェアサイクルステーションの設置

シェアサイクルステーションの整備・管理

【事業内容】

小倉地区において、鉄道やバス停周辺の道路空間に北九州市がコミュニティサイクルステーションを増設し、利用環境を向上させることで回遊性を高め、まちのにぎわいを創出する。



○道路占用サイクルステーション
CS 10箇所(うち、②と③は新設、その他は継続)

制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1-①

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

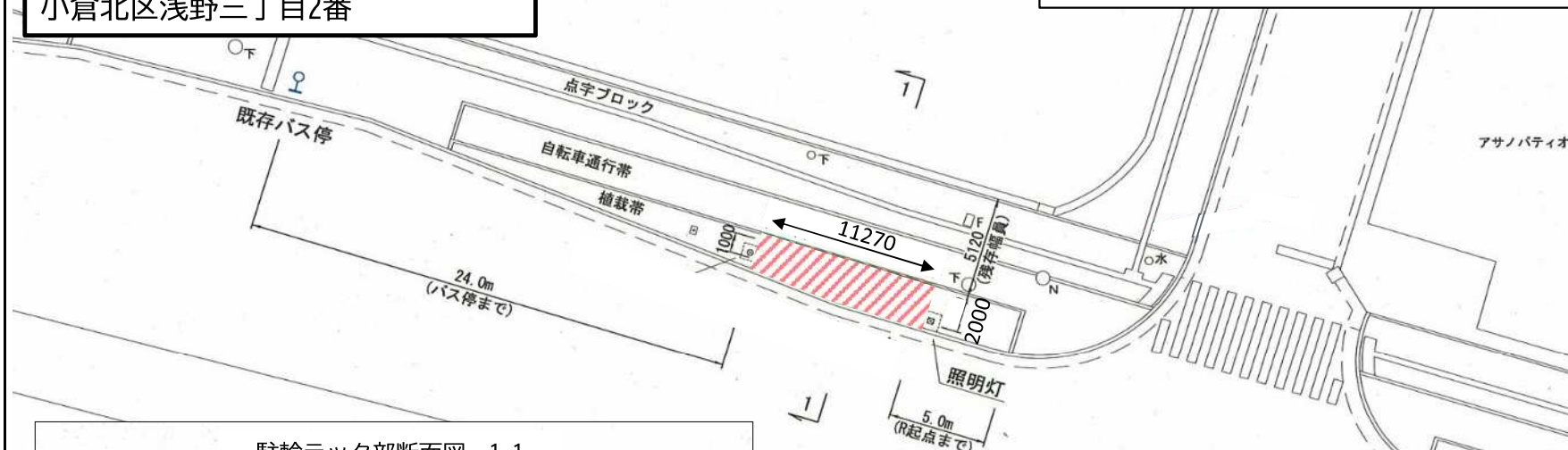
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション
①小倉記念病院横 【継続】
路線名: 国道199号 (歩道部1箇所)
小倉北区浅野三丁目2番

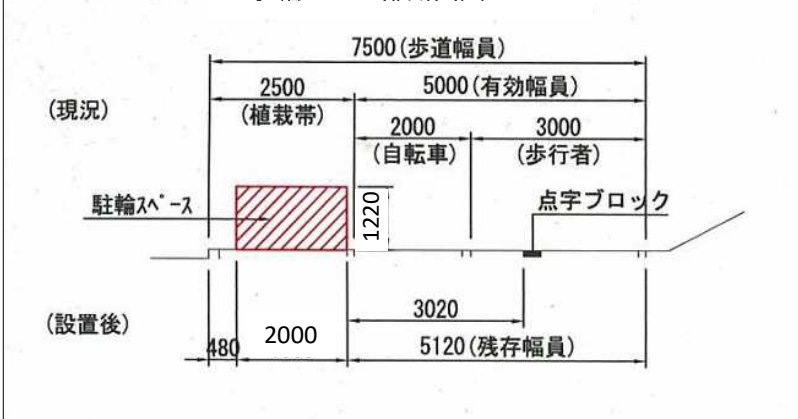
<凡例>



道路占用許可の特例を活用している区域 (22.54㎡)



駐輪ラック部断面図 1-1



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1-②

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

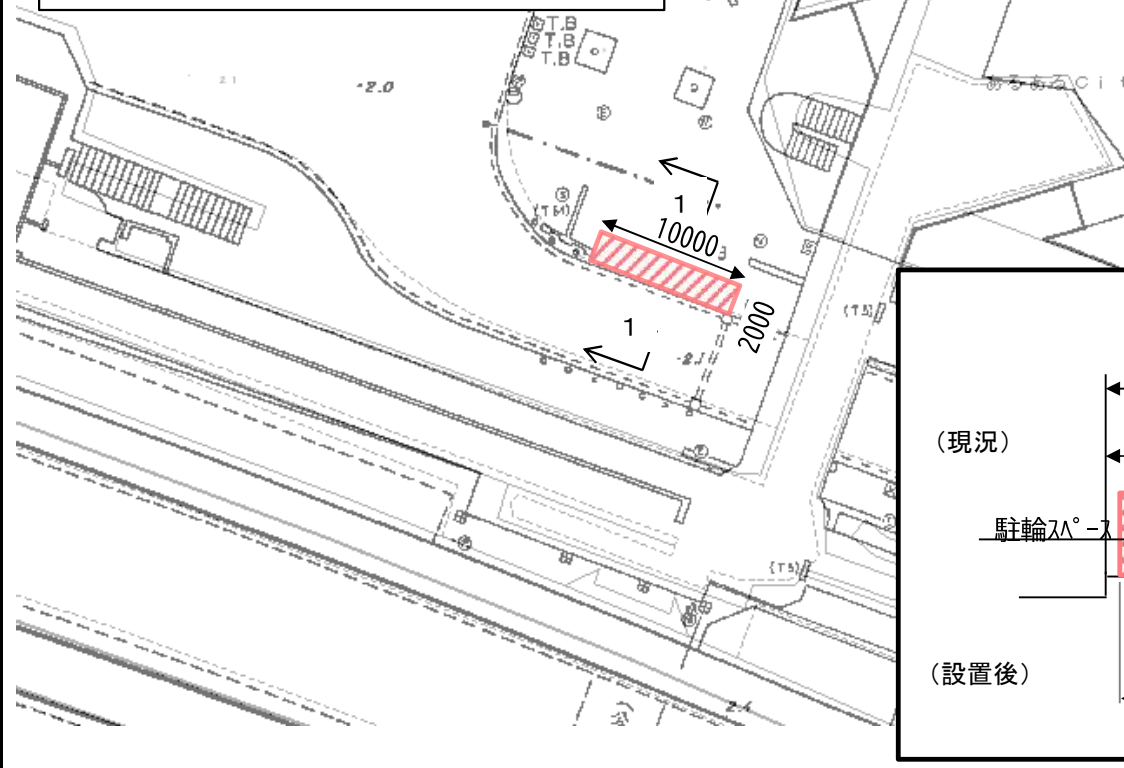
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション
②あるあるCity前 【継続】
路線名: 市道浅野31号線 (歩道部1箇所)
小倉北区浅野二丁目14番

<凡例>

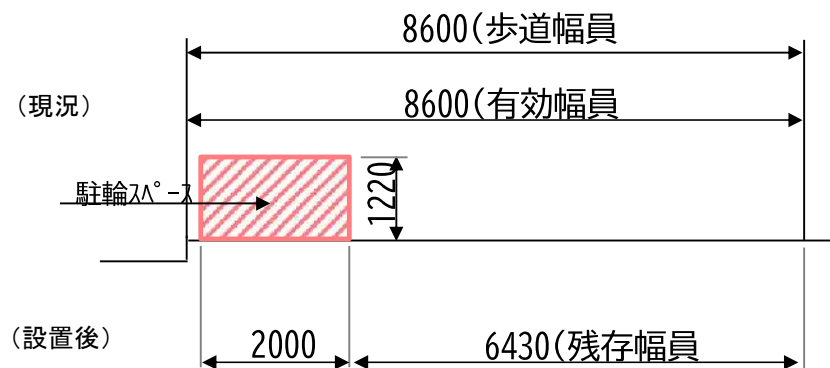


道路占用許可の特例を活用
している区域 (20.00㎡)



現在の状況

駐輪ラック部断面図 1-1



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1-③

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション

③小倉駅前 【継続】

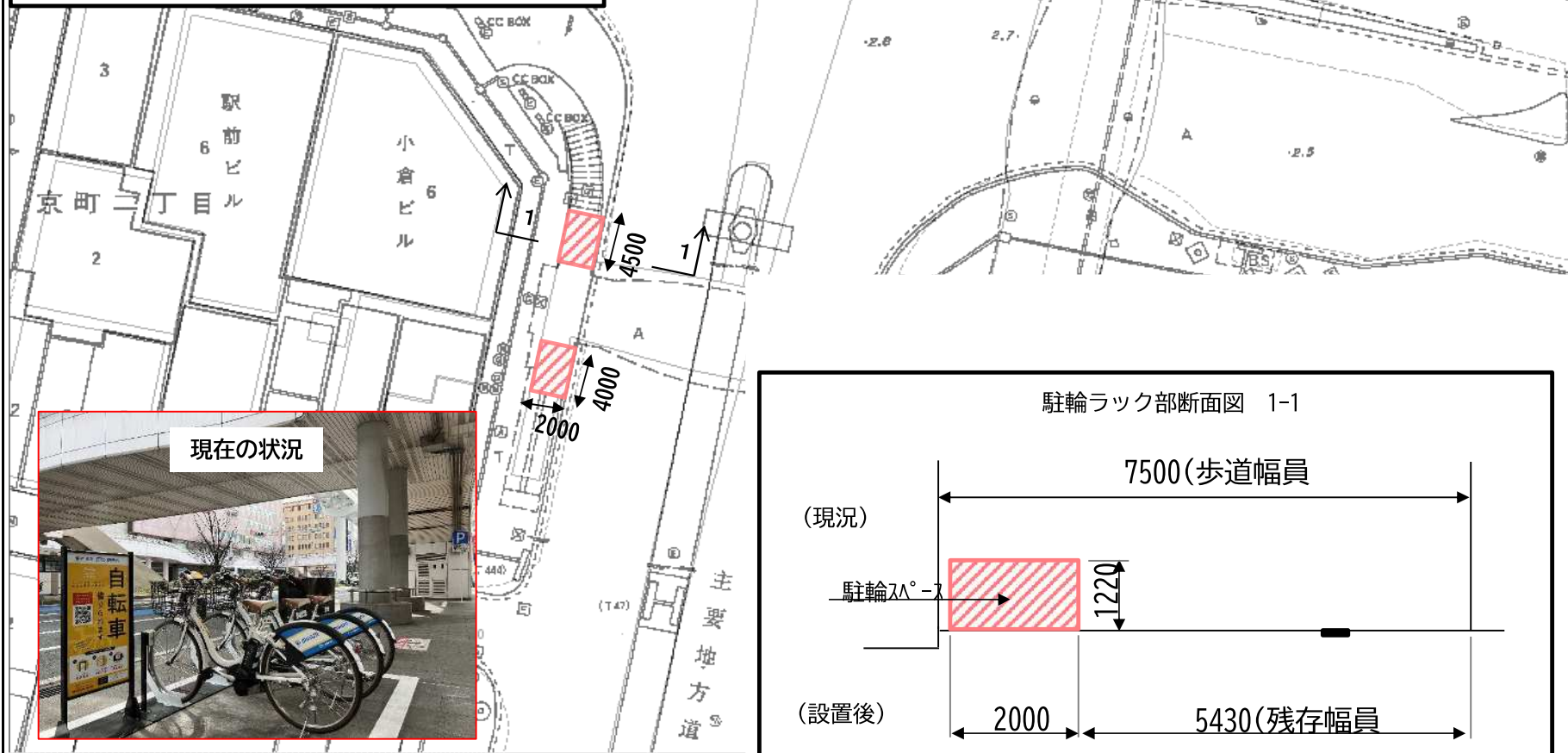
路線名: 県道小倉停車場線 (歩道部2箇所)

小倉北区京町二丁目7番

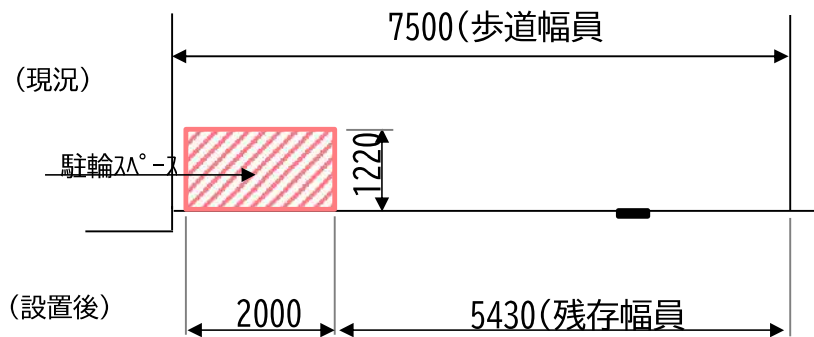
<凡例>



道路占用許可の特例を活用している区域 (17.00㎡)



駐輪ラック部断面図 1-1



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1-④

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション
④セントシティ横 【継続】
路線名: 県道小倉停車場線 (歩道部1箇所)
小倉北区京町三丁目1番

<凡例>



道路占用許可の特例を活用している区域 (20.65㎡)



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1-⑤

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

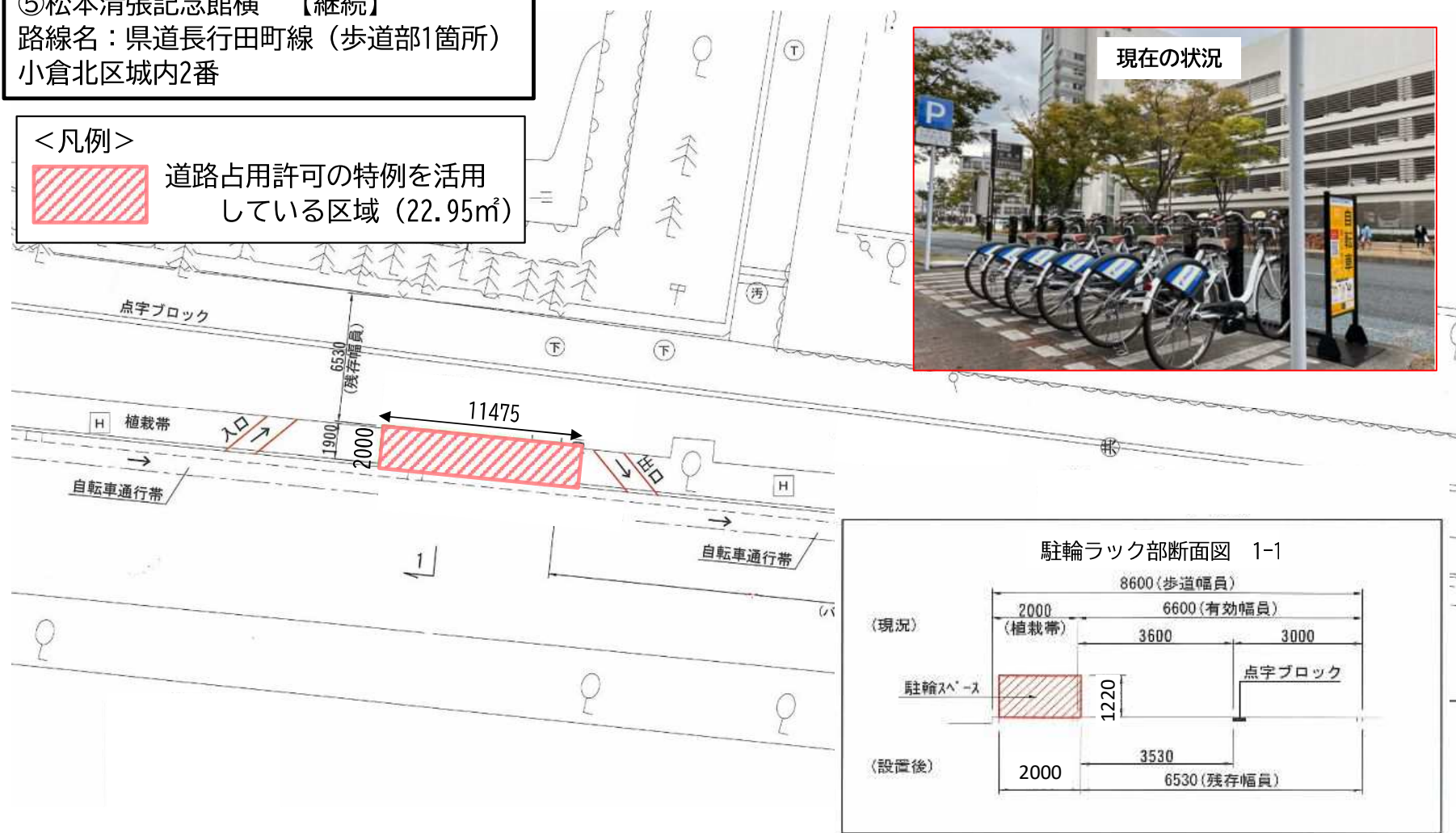
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション
⑤松本清張記念館横 【継続】
路線名: 県道長行田町線 (歩道部1箇所)
小倉北区域内2番

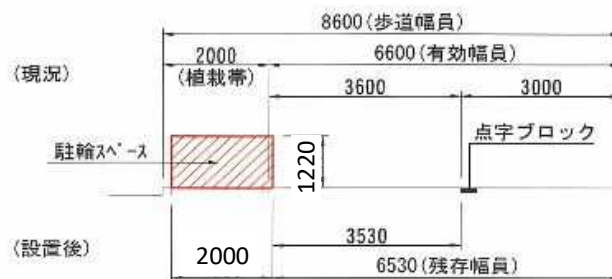
<凡例>



道路占用許可の特例を活用している区域 (22.95㎡)



駐輪ラック部断面図 1-1



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1-⑥

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

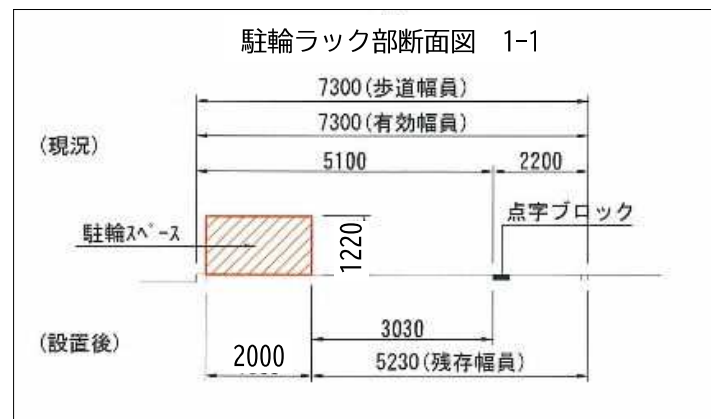
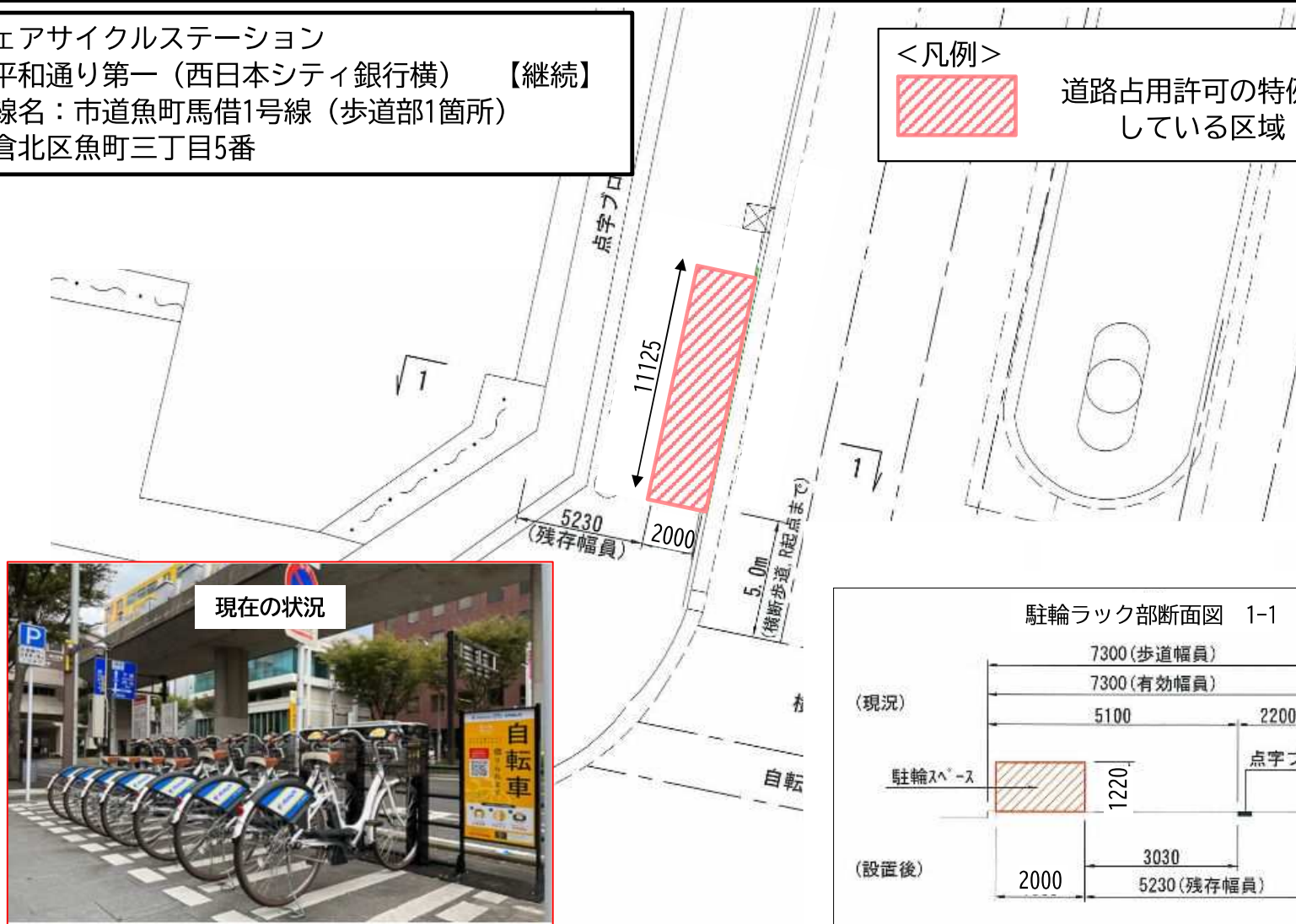
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション
⑥平和通り第一(西日本シティ銀行横) 【継続】
路線名: 市道魚町馬借1号線(歩道部1箇所)
小倉北区魚町三丁目5番

<凡例>



道路占用許可の特例を活用している区域 (22.25㎡)



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1-⑦

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

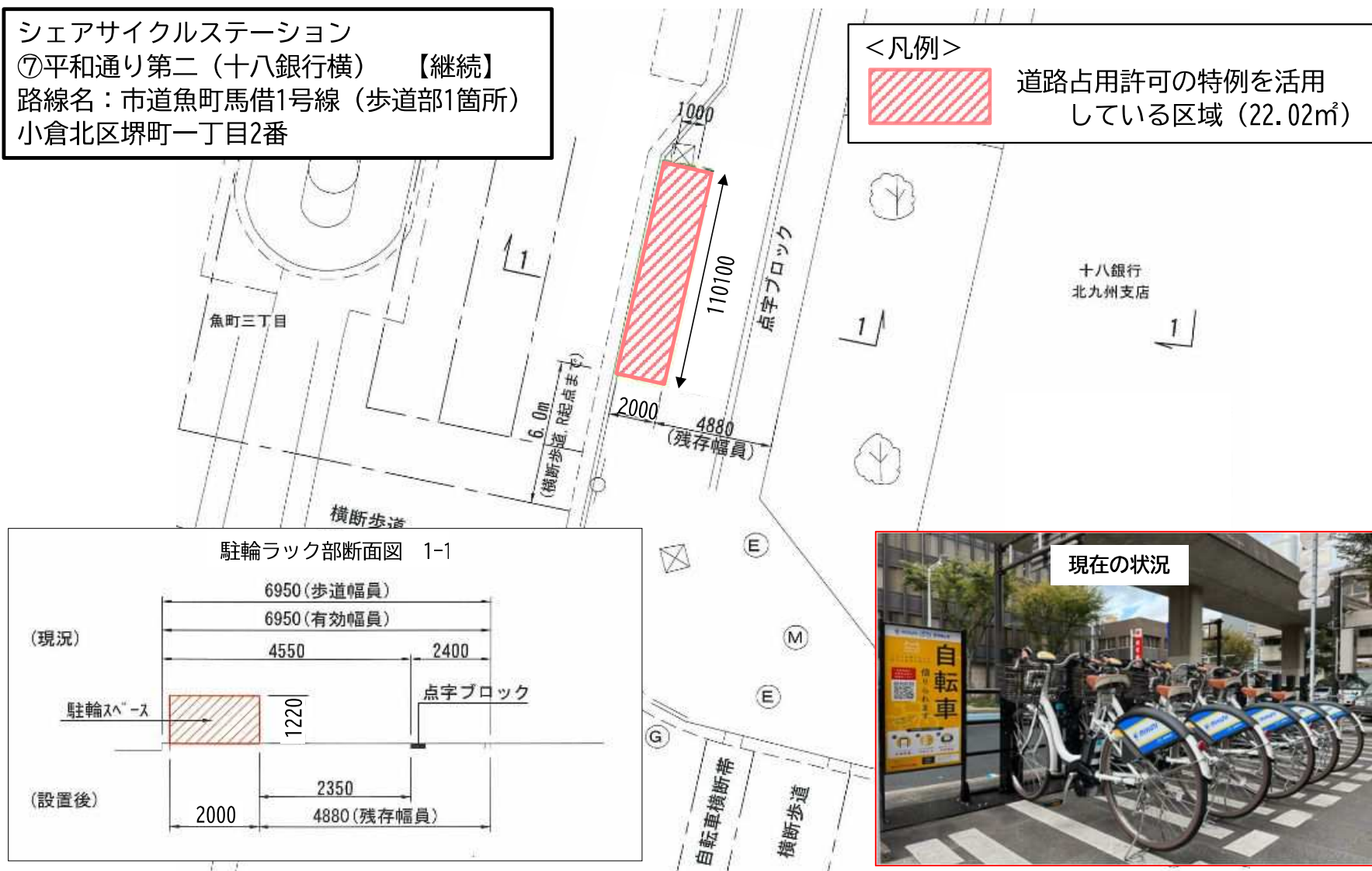
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション
⑦平和通り第二(十八銀行横) 【継続】
路線名: 市道魚町馬借1号線(歩道部1箇所)
小倉北区堺町一丁目2番

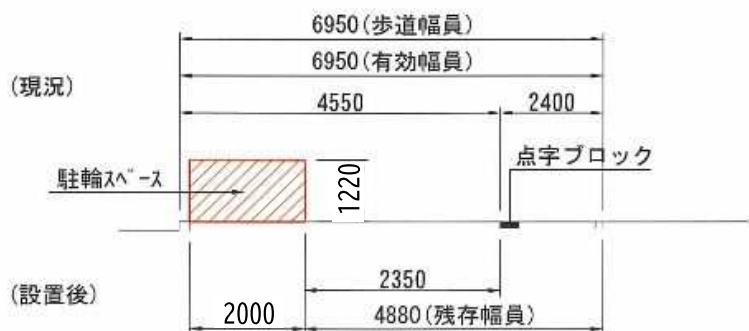
<凡例>



道路占用許可の特例を活用している区域 (22.02㎡)



駐輪ラック部断面図 1-1



現在の状況

制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1-⑧

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

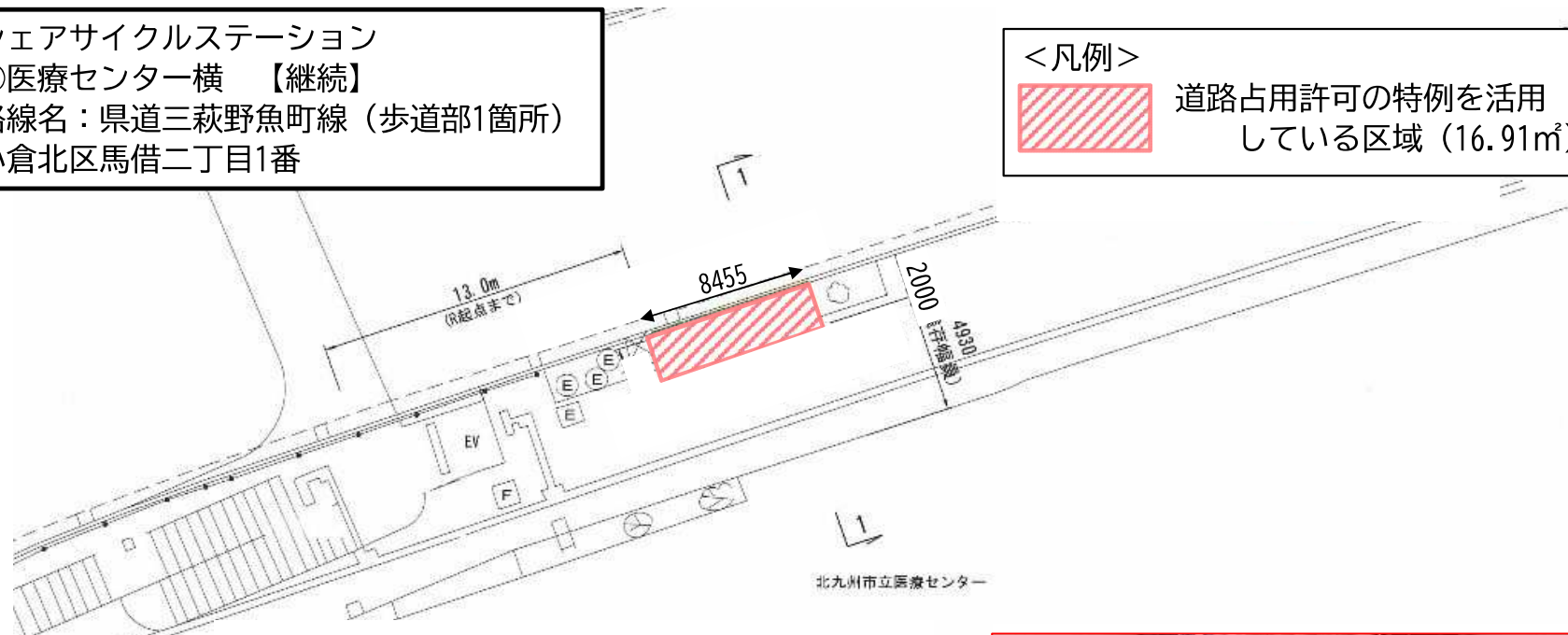
制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション
⑧医療センター横 【継続】
路線名: 県道三萩野魚町線 (歩道部1箇所)
小倉北区馬借二丁目1番

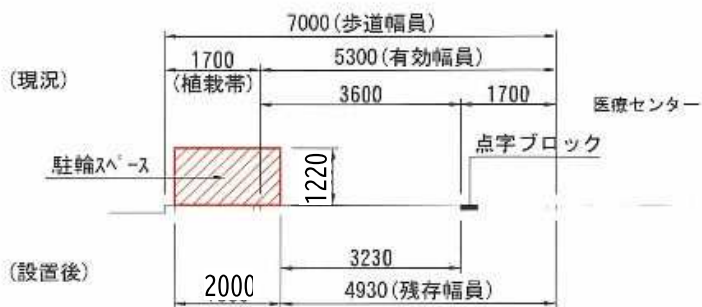
<凡例>



道路占用許可の特例を活用している区域 (16.91㎡)



駐輪ラック部断面図 1-1



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
事業番号1-⑨

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション

⑨江南町1号線 【継続】

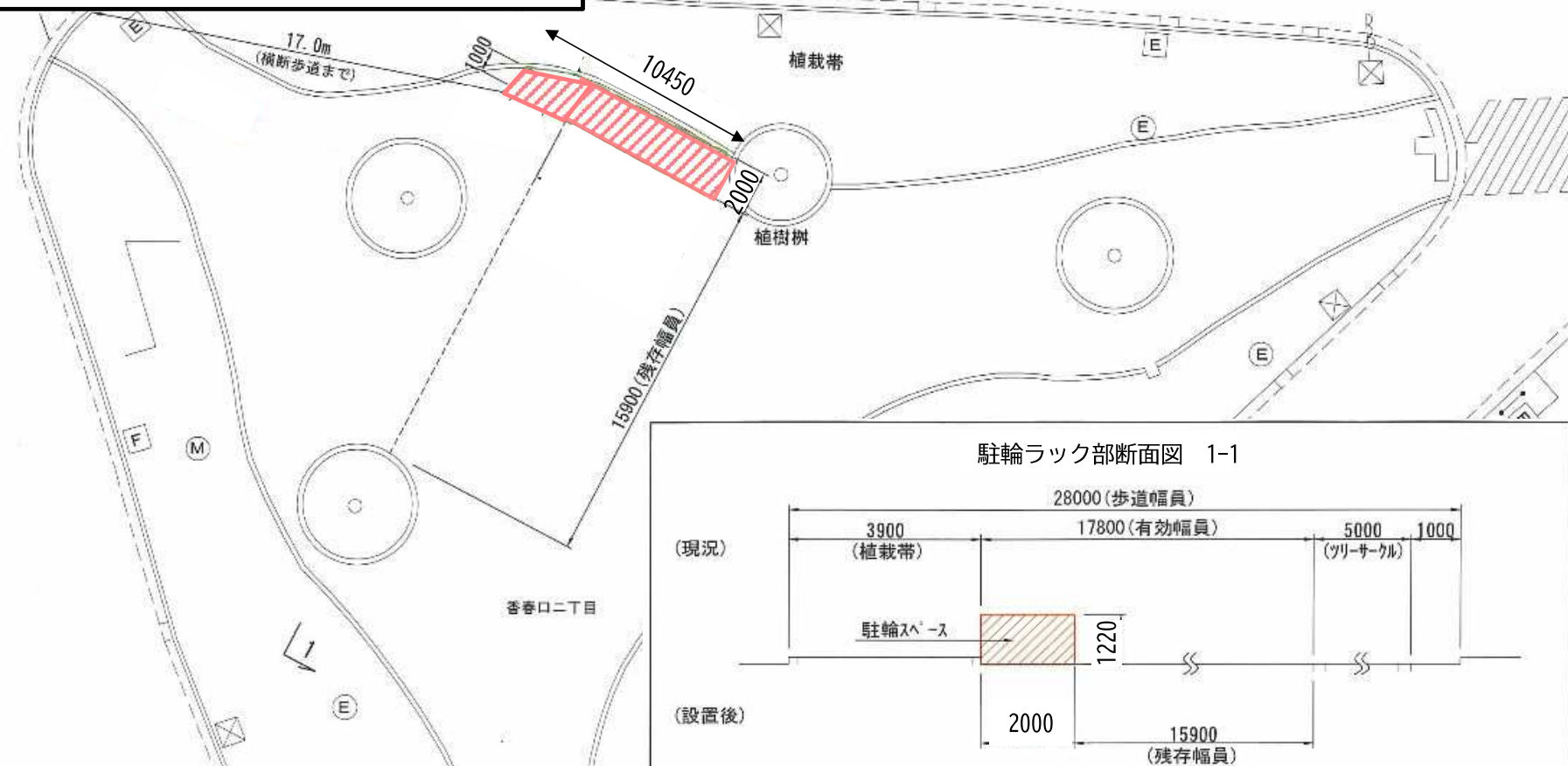
路線名: 市道江南町1号線 (歩道部1箇所)

小倉北区江南町1番

<凡例>



道路占用許可の特例を活用している区域 (20.90㎡)



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
 事業番号1-⑩

制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

シェアサイクルステーション

⑩三萩野 【継続】

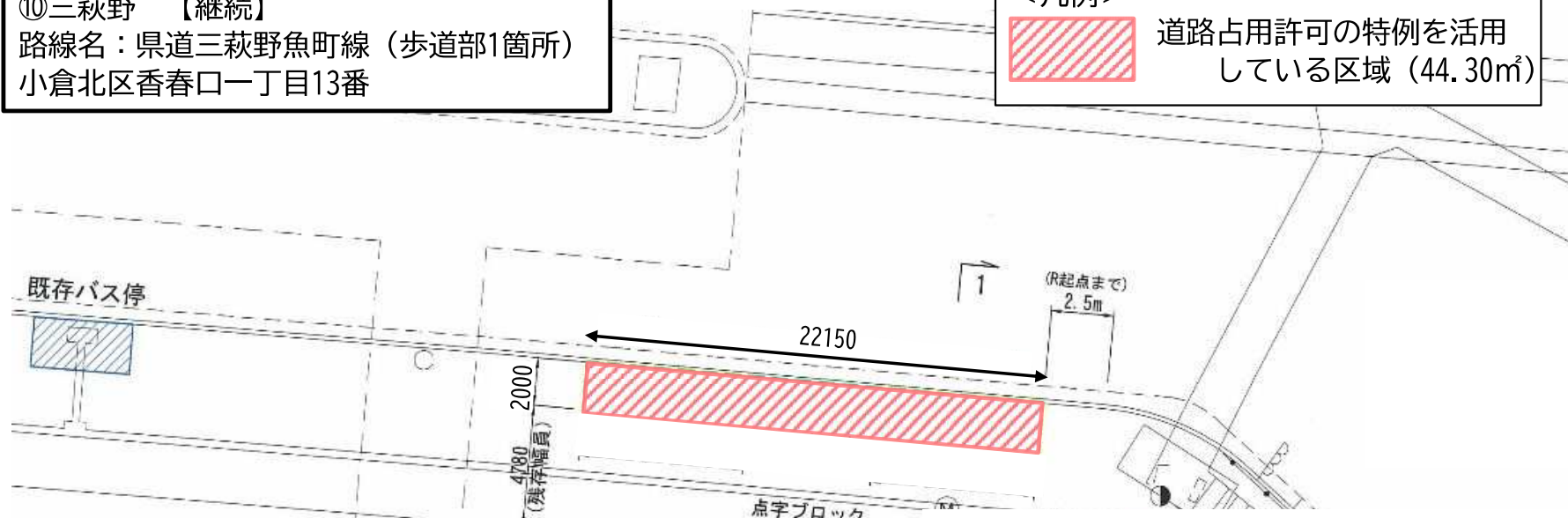
路線名: 県道三萩野魚町線 (歩道部1箇所)

小倉北区香春口一丁目13番

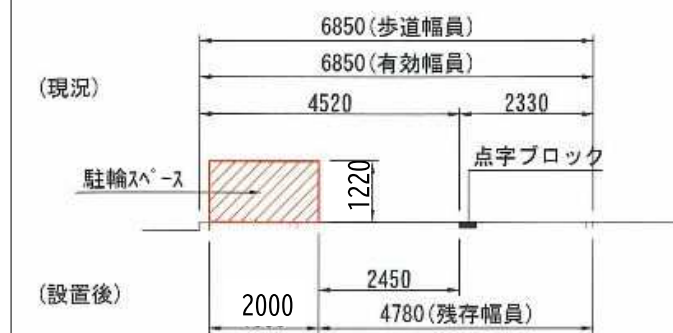
<凡例>



道路占用許可の特例を活用している区域 (44.30㎡)



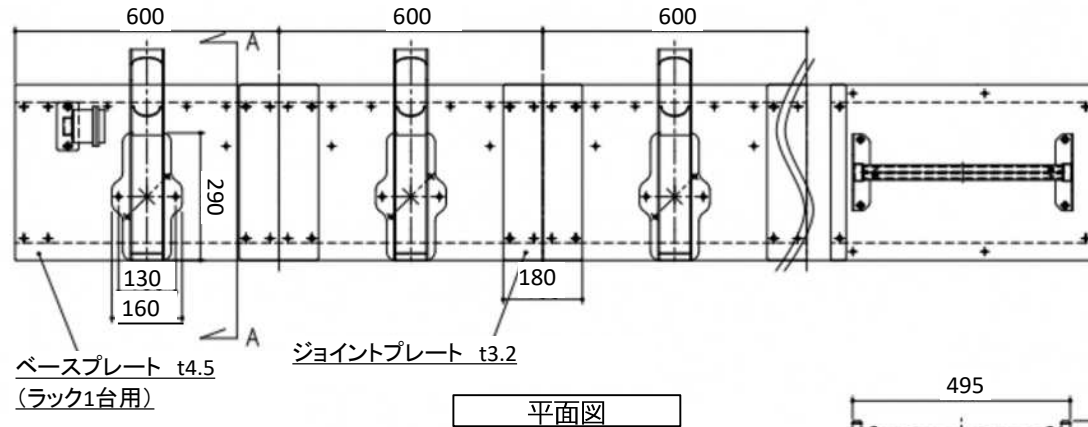
駐輪ラック部断面図 1-1



制度別詳細1-2-②(道路占用許可基準の特例): 自転車駐車器具 法第46条第10項
 事業番号1-①~⑩

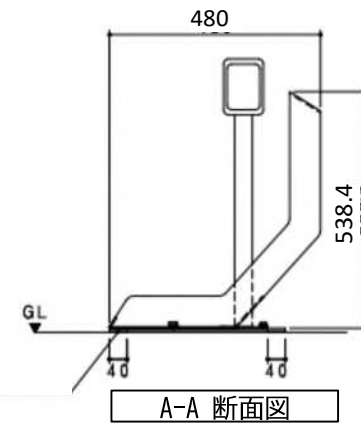
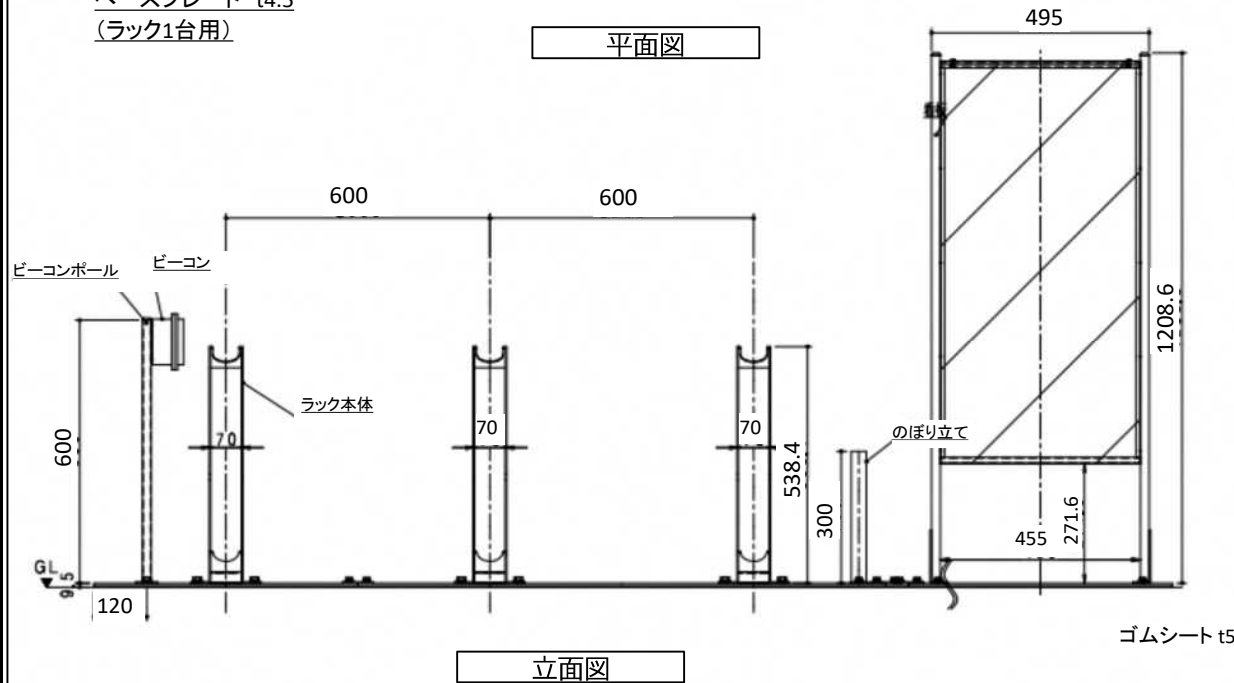
制度別詳細【道路占用許可基準の特例: 自転車駐車器具】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ



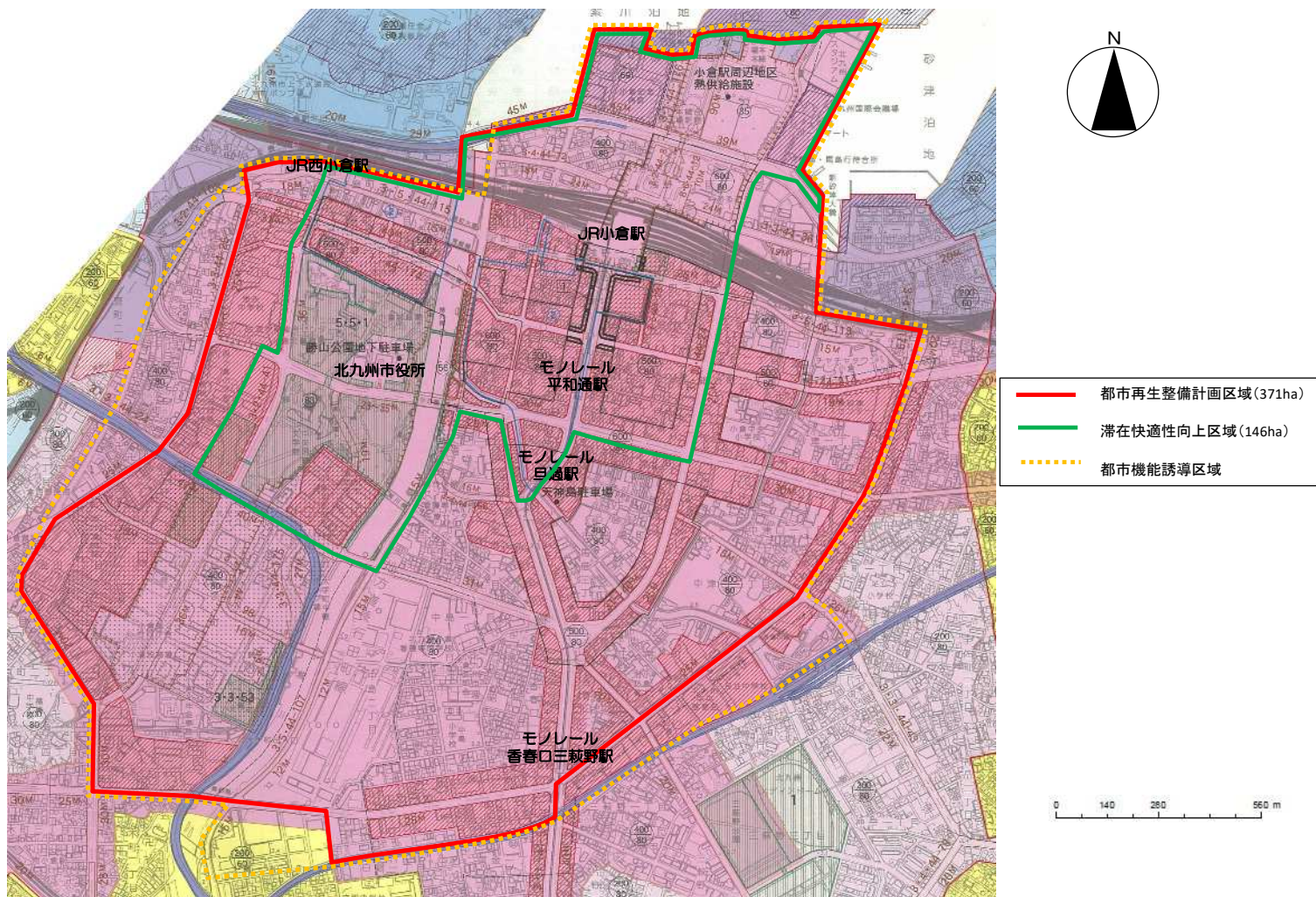
※機器標準図 (各箇所共通)

ベースプレート 14.5 (看板用)



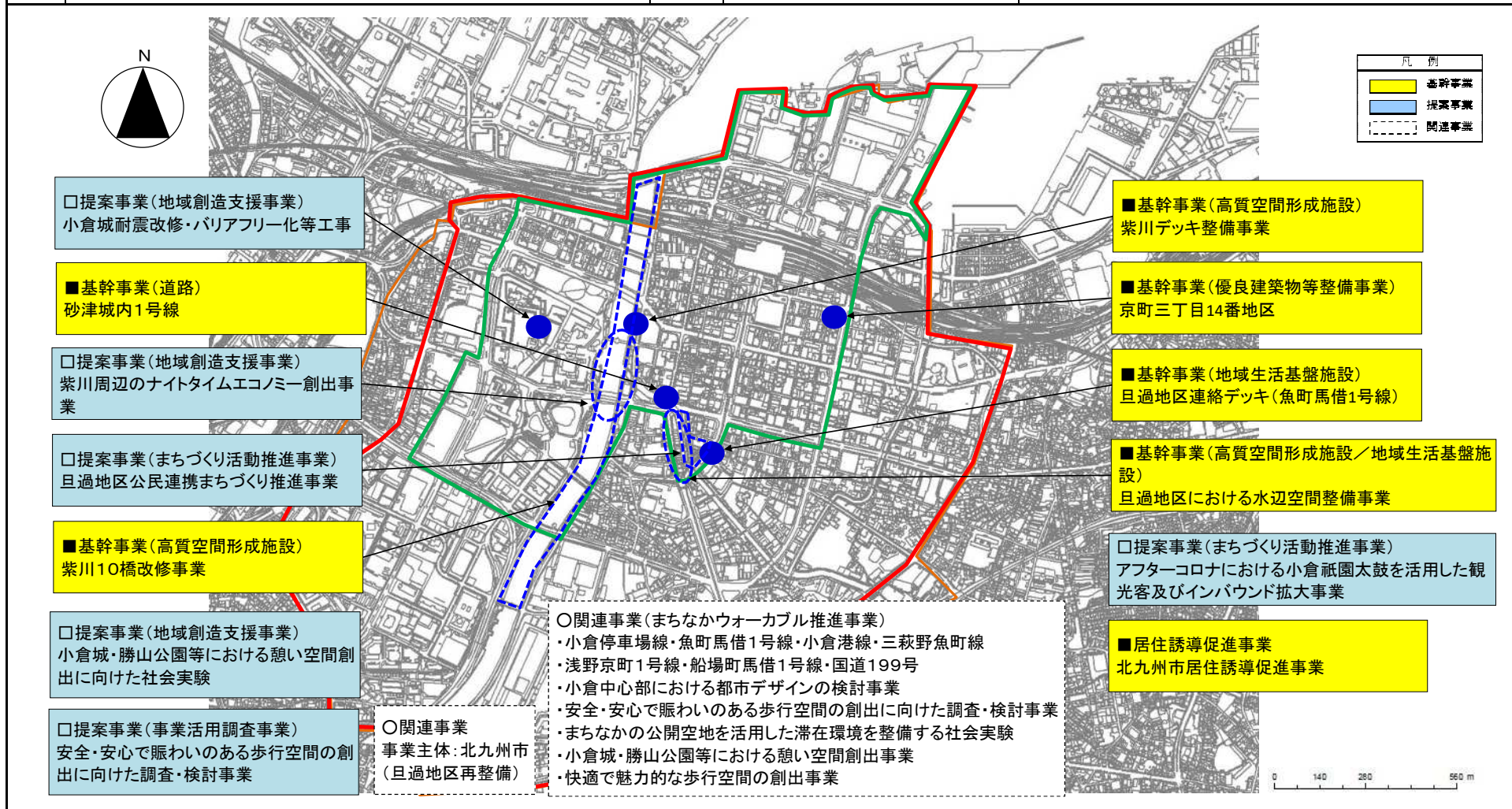
<p>小倉都心地区(福岡県北九州市)</p>	<p>面積 371 ha</p>	<p>区域 浅野1~3丁目、魚町1~4丁目、江南町、大手町、鍛冶町1~2丁目、金田1丁目、香春口1~2丁目、木町1丁目、京町1~4丁目、黄金1丁目、許斐町、米町1丁目、紺屋町、塚町1~2丁目、城内、昭和町、白銀1丁目、砂津1~3丁目、船頭町、船場町、大門1~2丁目、田町、中島1丁目、中津口1~2丁目、長浜町、馬借1~3丁目、原町二丁目、古船場町、室町1~3丁目、吉野町</p>
------------------------	----------------------	---

※ 計画区域が分かるような図面を添付すること。



小倉都心地区(福岡県北九州市) 整備方針概要図(都市構造再編集中支援事業)

目標	北部九州圏の拠点を担うため、高次な都市機能の集積等による質の高い魅力的な拠点の形成と、SDGs未来都市として持続可能な都市の形成	代表的な指標	商店街エリアを中心とした歩行者通行量	人/日	138,800	(R5年度)	→	156,900	(R10年度)
			小倉中心部における観光客数	万人/年	490.4	(R4年度)	→	620.0	(R10年度)
			小倉中心部の人口	人	36,265	(R5年度)	→	37,402	(R10年度)



小倉都心地区(福岡県北九州市) 整備方針概要図(まちなかウォーカブル推進事業)

目標	北部九州圏の拠点を担うため、高次な都市機能の集積等による質の高い魅力的な拠点の形成と、SDGs未来都市として持続可能な都市の形成	代表的な指標	商店街エリアを中心とした歩行者通行量	人/日	138,800	(R5年度)	→	156,900	(R10年度)
			小倉中心部における観光客数	万人/年	490.4	(R4年度)	→	620.0	(R10年度)
			小倉中心部の人口	人	36,265	(R5年度)	→	37,402	(R10年度)

